

村上市 環境基本計画

平成23年度～平成32年度

山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち

【中間見直し版】平成28年3月



平成23年3月
村上市

村上市環境基本計画の中間見直しについて

- 「村上市環境基本計画」は、平成 21 年 3 月に制定された村上市環境基本条例に基づき、平成 23 年 3 月に策定されました。計画期間は、平成 32 年度までの 10 年間ですが、これまでの 5 年間の状況変化を踏まえて、施策や取り組みを分析・評価し、また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故などの社会情勢の変化、あるいは地球温暖化対策等に関する環境政策の動向などに対応するため、中間見直しを行いました。
- この中間見直しの結果、計画の第 4 章「計画の具体的な展開」及び第 5 章「環境に配慮すべき事項」の一部を改訂しました。

平成 28 年 3 月
村上市

はじめに

山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまちをめざして

私たちのまち村上市は、豊かな自然環境から多くの恵みを受け、先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきました。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っています。

このため私たちが互いに協力し、学び合い、自ら参加して本市の豊かで美しく良好な環境を守り、創り出し、未来に引き継ぐことを目的として「村上市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成21年度から2か年にわたり、調査・統計などのデータ及びアンケート、ワークショップ等による市民・事業者等の意識・要望等を基本とし、最終的に環境審議会の審議を経て策定しました。

市民、事業者及び行政からなる市民環境ワークショップと各地区にお住まいの方々を対象にした地区ごとの環境ワークショップでは、夜間、休日など長時間にわたり、環境の現状の洗い出しや施策・取組の基本方針の検討をしていただきました。そこでは、参加された方たちから表現は違ってもこの環境を未来に引き継いでいかなければならないという強い思いを聞くことができました。

この思いは、計画に望ましい環境像として掲げた「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」に込められています。

環境への取り組みは行政だけでできるものではありません。この計画は、市民、事業者、団体、行政が良好な環境を守り新たに創り出していくためのそれぞれの役割を明らかにし、望ましい環境像を実現するための行動計画としています。

第1次村上市総合計画をはじめとした本市の諸計画とともにこの計画を着実に実行しながら、市民が主役の元気あふれるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見ご提案をいただきました市民環境ワークショップの皆様、各地区環境ワークショップの皆様、環境審議会の皆様、アンケートにご協力をいただいた皆様をはじめ、計画づくりに関わっていただきました市民の皆様、事業者、団体の皆様に心から感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成23年3月

村上市長

大滝 年正

